

議会運営委員会会議録

招 集

平成30年10月3日(水) 本会議終了後 議会委員会室

出席委員(8人)

(委員長) 田村謙介 (副委員長) 前原茂
伊藤ひろえ 岡村英治 岡田啓介 尾沢三夫
国頭靖 西川章三

欠席委員(0人)

議長及び副議長

渡辺議長 岩崎副議長

説明のため出席した者

【総務部】辻部長

[財政課] 下関課長 長谷川総括主計員

[秘書広報課] 土井課長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川局次長 足立係長

傍聴者

石橋議員 稲田議員 今城議員 奥岩議員 門協議員 土光議員

報道機関 0社 一般 0名

協議事件

- 1 市議会12月定例会の日程について
- 2 委員派遣報告書について
- 3 その他
 - ・ 次回の議会運営委員会の開催について

~~~~~

### 午前11時28分 開会

○田村委員長 ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1番、市議会12月定例会の日程についてを議題といたします。

それではお手元の資料1をごらん下さい。平成30年米子市議会12月定例会日程(案)が  
お手元にございますが、各委員の皆様、御確認いただいでよろしいでしょうか。

異議等なしでよろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

○田村委員長 では、このように行います。

続きまして協議事件2番、委員派遣報告書について、資料2をごらんください。

それでは事務局お願いします。

○長谷川議会事務局次長 こちらは昨年の議会運営委員会で、10月と11月の2回にわたって  
行われました議会運営委員会の中で、市議会基本条例の検証ということで話し合わ  
れまして、その際に委員会の中では、委員会報告をしまししょう、ということでお話が進ん

でおったんですけども、詳細の手続等がまだ未決定でありましたので、今回実績報告書の案をおつくりして、こちらに資料2としてお付けして、お示ししているところでございます。以上でございます。

**○田村委員長** はい、先ほど事務局より御説明がございました、委員派遣実績報告書案でございます。これについて委員の皆様、御意見ございますでしょうか。何か足りないとか、足したほうがいいとか。

**○岡田委員** このとおりでよろしいんじゃないでしょうか。

**○田村委員長** 岡田委員から、このとおりでよいのではという意見がございましたが、ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○田村委員長** それでは、そのように委員派遣実績報告書は実施したいと思います。

この提出内容については別協議でいいんですか。ここでは委員長がするとか、みんなが出すのかとかは、どういう場でするんですか。

**○先灘議会事務局長** 委員派遣の実績報告の方法につきましては、常任委員会の正副委員長会議で詳細に詰めさせていただきたいと思っております。例えば全議員から出させていただいて、委員長からまとめて出すという方法もありますでしょうし、委員長がするということもありますでしょうし、いろいろな方法があるかと思っておりますので、それを調整させていただいて最終的に、10月、11月の委員会の視察から適用させていただきたいと、そのように。以上でございます。

**○田村委員長** はい、というわけでございます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** はい、それではそのようにしたいと思います。

それでは、協議事件3番、その他ということでございます。次回の議会運営委員会の開催について、12月議会開会1週間前の11月27日火曜日の10時からということになっております。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** はい、ではよろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。

**○国頭委員** 今議会でも、陳情の答弁の中でもありましたけども、私も委員会の中でも発言したんですけども、陳情を議運で扱って、その審査の中で権限外とかいう話も、それからこの米子市議会に、前の議会で臓器提供だったかな、市議会になじまないとかですね、そういう理由づけがあったんですけども、そのあたりは過去も改選前も少しはあったんですけども、そのやり方で一回受け付けて、このやり方でいいのかなと。このままで。陳情というのは直前まで受け付けますよね。受け付けて、もしそぐわないものであったら、前もって議論する場がないのかなと。

**○西川委員** 7月と9月の本会議を見て、びっくりした。国会で論議しろとか、今回は権限外。こういう言葉というのが僕はびっくりしたんですけども。つまり、この地方議会でそういうのは論議しちゃいけないのかという問題が問われているわけではね。そもそも議運が各委員会に付託してですよ、委員会に混乱を生じさせているのか。やはり議運としての権威というのが何もないわけですよ。付託しましたよ、しますよと言って、皆で議運で決めたことを、委員会でこれは国会の論議だ、これは権限外だ、こういうのだったら、

先ほど言ったとおり、きちんとその陳情等を付託していいのか悪いのか、ここできちんと審査して、委員会できちんと論議しなさいよと言えるものを出さんといけんわけです。

これについてここできちんと論議したいということですよ。

**○前原委員** 基本的に市議会は自由闊達な意見があってもいいと思うんです。その中で、委員会の中で我々市議会にそぐわないものだという意見があってももちろんいいと思いますんで、それは理由になると思います。それぞれの考え方、一人一人の議員の考え方だと思いますんで。そこを、議論のためのまた議論というような話になっちゃいますんで、おかしなことになりますんで、それはミスリードだと私は思います。

**○田村委員長** ほか、これについて何か御意見はございませんか。

**○伊藤委員** 陳情はこの議会運営委員会、この委員会で確認をしていますよね。確認をしているのでその時に、もし全くそぐわないだとかそういうような意見があれば、その場で議論するというのはいいんじゃないかなと、一つは思うんですね、先ほどの意見のように。

ここでそういう意見にならなくても、そこで委員会に付託されたとしてもまた委員会の中で、その議論の中でそぐわないだとかそういう意見も、前原委員の言われるように、あってもいいのではないかと思うんですね。でもやっぱり初めに、どうしてもやっぱりそぐわないだろうというふうな意見が議運の中であれば、またそれは議論をして付託するのかどうなのかというようなところは、必要なだとは思いますが。何でも上がってきたのでスルーしてしまうということではなくて、議運の中でも、それはそう思われたときには議論をするということが必要なのではないかと思いました。以上です。

**○渡辺議長** 国頭委員さんが言われるのは、受付のシステムの問題なのか、国政だからという発言のことを言っておられるのか、ちょっとよくわからないんですけど。

いま両者そういうお話があるんで、システムの話はもう御理解いただけてますよね。陳情の受付はいたします。米子市議会の場合ね。これは市内、県外問わず、受付してます。市議会によっては、境港市ですかね、市民の声をというのが市議会であるから、市議会としての受付、市内のと、そうでないのは配付にとどめるとか、いろんなやり方があるというのを議論した上で今の、やっていますよね。なおかつそれは全部受け付けて、賛同議員さんがつけば、陳情としての取り扱いで議運に諮っていくという流れで、所管委員会に諮っていくという流れに今なってますよね、形的には。そこはルールとして賛同議員がない場合は、その時点で陳情とはなっていない。

いま御意見伺っていると、どっかで議運で賛否をもう問うかのごとく聞こえてしまうんですけど、それでいいのかなということも含めて、一回陳情の受付とか、いろんなことが考えられますよ、どうすれば賛同議員がつかないのに切るとかいうのを含めたものを、もう一回検討してくれという御意見なんではないでしょうか。

ただ単純に採択の理由が、国頭さんの意見にそぐわないという意見なんではないでしょうか。そこをはっきりしないと議運のほうで議題とすべきかどうかというのもあると思うんですけども。

**○国頭委員** 思ったのは、米子市議会は市内、市外問わず、県外も問わず受け付けるということですよ。

前議会のときに確か、これを松江だとか、先ほど言われた境港市議会みたいにですね、県内だとか市内だけに限るようなことの議論もあったんですけど、それはしなくて今までどおり県外のやつもとあえず受け付けるということにしたと思うんですね。それは幅広

い県外からの意見を受け付けるということで、したと思うんですね。

そうであるならば、そういったところは割と全国で少ないと思うんですね、逆に。少ないなかでそうしているシステムなわけですので、大きな市の議会はそうしてますけども、そういった、米子市はしている以上、受付をしたならば、しっかりと議題に対して意見しておくのは必要じゃないかなと思って言ってるんですけども。

**○渡辺議長** そうすると、何かしっかり議論してないような御発言にも聞こえるんだけど、そういうことなんですか。受付のシステムを変えてくれというわけではなく、国頭議員のお考えの中で、しっかり議論してないとそういう意見言うってということなんですか。その御意見があったということでとらまえればいいということですか。受付の制度は変えなくていいということ。ですから議運の中でもう一回諮るといような改変は視野にないということですか、問う必要はない。そこをはっきりしていただいたら、議運で議論していただくのかどうかは判断しますんで。

**○岡田委員** 国頭委員の言われることも西川委員の言われることもよくわかって、要は陳情を受けたのに、いわゆる権限外ということで議論を止めてしまうと議論が深まらないんじゃないかというような感覚がおりなんだろうと思うんですね。

ただ現実には賛同議員がつけば陳情としては受けるという形になってますので、極端に言うとほかの議員は、いやこれは受けても議論ができないなと思ってますね、賛同議員がつけば米子市議会の場合、陳情として受け付けるという形になって、まあ言われるように権限外ということでとめてしまうと議論が深まらないという側面も確かにあると思うんですね。

ただ現実には日本のシステムがですね、例えば防衛とか外交とかというのは国の専権事項ですよということになっている中で、それに対する解釈がですね、地方議会でもそこに物を言っていけばいいじゃないかという考え方とやっぱり国防や外交のことは国の専権事項なので、陳情といえども、やはりなかなか議員としても賛同しづらいとか、例えばその意見にくみするとか賛成することがしづらいという、考え方そのものもあると思うんですね。

やはりどうしても知識が、例えば防衛に関して言っても、我々の知識というのは言い方は悪いですけども、そんなに国会議員に比べて低いですから、だからいろんなものを議論していくというのはあると思うんですけど、前原議員も言われたように、中にはやはり地方議会はそぐわないという考え方もあるのかなという気はするんですね。

本当は議論を深めてあげたいとか、議論を深めるべきだというのはあるんですけど、だけでもその中で、現実には国の専権事項というのはあるわけじゃないですか、はっきり言って、国会で、県会で、市議会というんですね。でも、地方の声をきちっと国に届けるという制度もあるんで、やるべきだろうとは思いますが、そこは議員個々で考え方がやっぱりあるというのも、議会の多様性という面では想定できるという気はしますがね。

**○国頭委員** 言われるのはわかるんですけども、ただ審査の段階で審査の時にですね、土台が上がってきたときに、この市議会にそぐわないということで採択はしないですね。その時点で、上がってきたなかで、不採択にはしているわけですね。不採択の判断はしているわけですね、皆さんは。

そこで不採択されるならば、その前の段階の議論というところはできないものかなと思ってですね。

**○尾沢委員** その他の項なんですけども、ここで議論するならばもう少しきちっとした整理して、出していただきたいというふうに思います。いま陳情に対する扱いということについて、そんなにここでいま議論を深めなければならないというような提案ではないというふうに思うんですね。委員長、整理をお願いします。

**○田村委員長** ほかに意見はないですね。はい、委員長として考え方というか、私自身は今の米子市議会というのは非常に丁寧に、いわゆる門前払いにしない形をとっているなというふうに思います。あと、各会派から代表の方が集って開催される常任委員会においては、それぞれの賛同議員の方だったりとか、提出者の方のお話も参考人として聞いたりとか、そういった上で各委員さんが賛同できる、できないについての意見を述べた上で多数決を採っていると、非常に民主的な形にできあがっていると思ひまして、これ以上のことは私はないんじゃないかと思っております。

したがいまして、事前にそれを、悪い言い方をすれば、もう蹴ってしまう、もう取り扱わないというような、事前の協議というのはそぐわないのかなというふうに感じますし、今のシステムのまま、それぞれの賛同議員の方の御意見をしっかりと聞いて判断をしていくという今の形を継続していいんじゃないかと思ひます。委員の皆さん、どうでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○田村委員長** よろしいでしょうか、ではこの件については、これで終了といたします。ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

それでは以上で、議会運営委員会を閉会といたします。

**午前 11 時 46 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 田 村 謙 介